

標準小作料

改訂

去る、八月十二日開催された農業委員会議で田畑の標準小作料が次のように改訂されました。

この標準小作料は、昭和四十五年十月一日以降に新たに小作契約をしたもののみ適用されます。昭和四十五年九月三十日以前に小作契約を行ったものについては今回の改訂額は適用されません。なお、この改訂は標準小作料が設定されてから三年を経過して、農産物の生産費や価格等に変動を生じたために行われたものです。

主な行事のご案内

動物愛護週間

千葉県では昭和五十年年度の動物愛護週間へ九月二十日～二十六日にちなんで動物愛護の意義及び思想の啓もうを図るため、動物慰霊祭を始めとする各種行事を企画いたしました。皆様方ともどもこの行事を盛りあげてゆきたいと思っております。つきましては、下記の行事に積極的な御参加をお願いするとともに御案内申し上げます。

農地の区分	小作料の標準額	適用区域
田の部	(円)	
A	20,000	木戸台 (C地区の字を除く) 小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田・取立・長倉 (C地区の字を除く) 姥山 (C地区の字を除く) 遠山・中台 (C地区の字を除く) 牛熊・谷台・古川・両国新田・横芝
B	19,000	栗山・鳥喰新田 (C地区の字を除く) 鳥喰上 (C地区の字を除く) 鳥喰下 (C地区の字を除く) 屋形・新島・北清水
C	17,000	坂田池 (D地区の字を除く) 木戸台のうち字里根・井戸之下・仲谷・後谷・谷田部・長倉のうち字洞口後田・姥山のうち字東野中・下柳谷・中台のうち字下大井戸・鳥喰新田のうち字南新田・車田・大正・南沼・一本松・稲荷・長島・道祖神・明治・鳥喰上のうち字庚申・桜島・松ヶ島・中原・大明・鶴巻・鯉沼・鳥喰下のうち字金平野・曾根下・蓮池・桜前・松岡・稲市・平立
D	16,000	坂田池のうち字溜池
畑の部		
A	10,000	横芝上界地区
B	9,000	大総地区

主な行事

一、期日

昭和五十年九月二十二日 (月)

午後一時から三時まで

二、場所

千葉市ニューナラヤデパート屋上 (TEL二四局三三三二)

三、行事

◎動物の適正な飼養に関する動物相談所の開設(当日はもとより週間中は千葉県獣医師会会員宅で行ないます。午後一時から三時)

◎動物交換会(犬、ねこの子供をお持ちの方は当日持参し、または

しい方は当日会場に入れ物を持参のうえ集合のこと。午後一時か

ら三時

ら三時

◎動物慰霊祭 午後一時から一時三十分

◎動物愛護者の表彰 午後一時四十分から二時一〇分

◎動物愛護に関する芸能人のアトラクション 午後二時一〇分から三時

動物も人間も一つの生命をもつ生きものです”

”飼育するなら最後まで適正な管理をいたしましょう”

千葉県統計大会で

二氏が受賞

八月一日、千葉県文化会館で第十九回千葉県統計大会が行われました。当日は、長年統計調査に協力された各種団体や個人の表彰が行われました。

町関係では次の方々が表彰されました。

千葉県統計協会会長賞

伊藤裕之(新青)

千葉県郡統連会長賞

宇都木辰男(入間)

年金相談コーナー

(問) 私は昭和三十九年四月に国民年金の加入手続をとりましたが、その時さかのぼって保険料を納める様にいわれたのですが、事情があつて納められませんでした。この分を今納められるでしょうか。

(答) 国民年金の保険料は納め忘れて二年を過ぎると時効によつてその後納めたくとも納めることができなくなります。

しかし、制度に対する理解の不足や経済的事情で滞納していたため、すでに時効にかかっている期間があり、これからの保険料を全て納めたとしても、老

齢年金を受けられない人や、年金額が少なくなってしまう人が相当数あります。

「できるだけ多くの人が年金を受けられるように」との配慮で昭和四十八年九月法律が改正されて、納め忘れて時効になっている過去の保険料を納めることができる特例が設けられました。

これは一ヶ月について九〇〇円を納めることになりましたが、特例として納められるのは、昭和五十年十二月末日までとなっておりますので、早めに市町村役場の年金係か社会保険事務所へ手続きをしてください。